

理 事 会 議 事 録

- 1 開催日時 平成 28 年 11 月 14 日（月）午前 10 時 30 分～
- 2 開催場所 大阪市立社会福祉センター3階 第 1 会議室
- 3 議事の内容

司 会 定刻がまいりましたので、ただ今から理事会を開催いたします。

まず、開会に先立ちまして、本会の評議員でございました東淀川区社会福祉協議会長の北野昇様が 9 月 24 日にお亡くなりになりました。ここで、ご冥福をお祈り申しあげ、黙祷を捧げたいと存じます。恐れ入りますが、ご起立をお願いいたします。

（黙 祷）

お直りください。

それでは、まず、本日の出席状況でございますが、理事定数 25 名、現在員数 21 名、本日の出席者 15 名、書面による出席 5 名、出席者合計 20 名でございます。従いまして、理事総数の 3 分の 2 以上に達しておりますので、定款第 12 条第 5 項の規定により、本会議は有効に成立していることをご報告いたします。なお、後藤監事、中村監事にもご出席いただいておりますことをご報告いたします。

それでは、はじめに、平成 28 年 6 月 1 日付けで、西嶋専務理事が就任いたしましたので、ごあいさつ申しあげます。

西嶋専務

（あいさつ）

司 会 なお、新たに理事にご就任いただきました福祉局長の諫山理事におかれましては、公務のためご欠席でございます。

次に、今回、お配りしております、資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご覧いただきたいと存じます。

まずは、本日ご審議いただきます理事会議案書です。資料 1 副会長の選任（補充）についてお諮りする資料でございます。資料 2-1、2-2 定款の変更についてお諮りする資料でございます。事前資料として、11 月 4 日付けで、送付させていただきましたが、11 月 11 日に関係政省令が発出され、また、事前に示されていた定款例から文言の追加・修正等が示されたことから、本日お配りしております資料はそれらを反映したものとなっております。ご理解・ご了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。資料 3-1、3-2 平成 28 年度補正予算についてお諮りする資料でございます。資料 4 評議員の選任（補充）についてお諮りする資料でございます。

では、乾会長から開会にあたりまして、ごあいさつを申しあげます。

乾 会 長

（あいさつ）

司 会 ただ今から議事に入りますが、理事会の議長は定款第 12 条第 4 項の規定により、その都度選任することになっております。

こちらから、ご指名させていただいて、よろしいでしょうか。

（異議なし）

異議なしということでございますので、議長を乾会長をお願いいたします。

乾 議 長 　　まず、理事会の議事録の署名人を決めさせていただきます。
議事録の署名人は、定款により2名選任することになっておりますが、こちらから指名させていただいて、よろしいでしょうか。

（異議なし）

異議なしということですので、議事録の署名人は、旭区社会福祉協議会長の吉田理事と大阪市身体障害者団体協議会長の手嶋理事にお願いします。

どうぞよろしくお願いいたします。

＜第1号議案＞ 副会長の選任（補充）について

乾 議 長 　　それでは、議案書に基づきまして、議事を進めてまいります。
第1号議案 副会長の選任（補充）について、説明してください。

西 嶋 専 務 　　第1号議案 副会長の選任（補充）につきまして、ご説明させていただきます。
お手元にお配りしております資料1をご覧くださいと存じます。定款第7条第1項の規定により、副会長は理事の互選により、選任することとなっておりますので、よろしくお願い申し上げます。平成28年3月31日付けで、大阪市地域振興会長で本会副会長でございました北尾会長が退任されました。副会長案といたしましては、後任の会長で、本会理事であります宮川晴美さんに、本日、11月14日から副会長をお願いしたいと存じます。任期につきましては、現定款に基づきまして、現任期の残任期間、平成29年6月2日まででございます。

以上、第1号議案、副会長の選任につきまして、ご説明を申しあげました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

乾 議 長 　　ただ今、副会長の選任（補充）について、説明がありましたが、ご承認いただけますか。

（異議なし）

異議なしということですので、第1号議案は、原案どおり決定されました。

それでは、宮川副会長、恐れ入りますが、副会長席にお移りいただき、一言ごあいさつをお願いいたします。

宮川副会長 　　（あいさつ）

＜第2号議案＞ 定款の変更（案）について

乾 議 長 　　続きまして、第2号議案 定款の変更（案）について、説明してください。

輪 違 局 長 　　事務局長の輪違でございます。資料2-1をご覧ください。

今回、ご審議いただきますのは、平成29年4月1日から改正社会福祉法が本格施行することに伴い、定款を全面改正するものでございます。今回の全面改正に伴い、まずは、主な変更点をまとめておりますので、資料2-2に基づき、ご説明させていただきます。

資料2-2をご覧ください。はじめに、評議員・評議員会についての主な変更点でございます。

社会福祉法人制度改革におきましては、経営組織のガバナンスの強化として、評議員会を必置とし、役員の選任等、法人運営に係る重要事項の議決機関としての位

置づけが明確化されたところでございます。

(1) 評議員の定数につきましては、現在は理事定数の 2 倍を超える人数と規定されておりますが、改正社会福祉法では、理事員数を超える人数（7 名以上）とし、厚生労働省が示しております定款例では、〇名以上〇名以内とされていることから、円滑な運営に資するため、現在の 51 名を見直し、7 名以上 32 名以内を置くことと規定しております。

(2) 評議員の任期につきましては、現在の 2 年から 4 年以内としております。評議員の任期につきましては、現在、平成 29 年 5 月 15 日まででございますが、改正社会福祉法の施行に伴い、現任期は平成 29 年 3 月 31 日までとなり、新たに平成 29 年 4 月 1 日から 4 年間の任期となります。

2 頁をご覧ください。(3) 評議員の権限につきましては、改正社会福祉法に規定された事項及び定款で定めた事項に限り、決議することができることとされていることから、第 11 条にその権限を規定したものでございます。具体的に申しますと、改正社会福祉法に規定されている決議事項は、(1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任、(3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準、(6) 計算書類の承認、(8) 定款の変更、(11) 社会福祉充実計画の承認、(12) 役員等の損害賠償責任の免除又は一部免除、(14) 吸収又は新設合併契約の承認、でございます。その他この定款で定められた事項が決議事項となります。

3 頁をご覧ください。2 評議員選任・解任委員会の設置でございます。

改正社会福祉法において、評議員の選任及び解任は、定款に定めるところによるものとされ、理事が評議員を選任及び解任することは認められないと規定されていることから、第 7 条において、評議員選任・解任委員会を設置し、委員会で評議員を選任・解任することを規定するものでございます。

3 役員及び会計監査人でございます。(1) 役員及び会計監査人の定数について、改正社会福祉法に基づく定款例では、理事の定数については、〇名以上〇名以内と示されていることから、定数の表記等について見直し、理事 6 名以上 23 名以内を置くとしております。また、先日、11 月 11 日に発出された政令におきまして、収益 30 億円を超える法人または負債 60 億円を超える法人は会計監査人を設置しなければならないと示され、本会において会計監査人による監査が義務付けられることから、第 4 項に、会計監査人を置くことと規定しております。

4 頁をご覧ください。(2) 役員及び会計監査人の選任につきましては、評議員の決議であり、その候補者につきましては、理事会において推薦の提案を行うとしております。また、改正社会福祉法に基づき、会長、副会長、常務理事の選任は理事会の決議事項としております。なお、現定款では、専務理事 1 名、常務理事 1 名をおくと規定しておりますが、現状に合わせ 1 名とし、かつ、他の政令指定都市社協とも合わせ、専務理事から常務理事と名称を変更いたします。

(3) 役員及び会計監査人の任期につきましては、理事、監事の任期は 2 年、会計監査人の任期は 1 年としております。理事、監事の任期につきましては、現在、平成 29 年 6 月 2 日まででございますが、平成 29 年度の決算評議員会終了日までとなり、以後、2 年間の任期となります。

5 頁をご覧ください。(4) 役員及び会計監査人の解任につきましては、評議員会の決議事項として規定しております。

(5) 理事会の権限につきましては、(1) 本会の業務執行の決定、(2) 理事の職務

輪違局長 の執行の監督、(3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職と規定しております。
4 定款の施行日につきましては、平成 29 年 4 月 1 日でございます。
改正社会福祉法の本格施行に伴う定款に係る主な変更点は以上でございます。
資料 2-1 をご覧ください。ただ今、ご説明いたしました主な変更点につきましては、2 頁、第 2 章、第 6 条「評議員の定数」から 12 頁「附則」まで、ゴシック体で表記しておりますので、後程、ご覧いただきたいと存じます。その他の変更点について説明させていただきます。
3 頁をご覧ください。第 12 条「評議員会の開催」は、毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催し、第 14 条「決議」については、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行うとし、(1) 監事の解任、(2) 定款の変更、(3) その他法令で定められた事項については、3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならないとしております。
6 頁 第 27 条「理事会の決議」については、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行うとしております。
7 頁、第 29 条「会員」に関する規程は評議員会の決議事項としております。
第 2 号議案につきましては、以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

乾 議 長 ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

右田理事 「特別な利害関係」という言葉が出てきますが、社会福祉協議会においてどうものかイメージできないのですが、何か議論はあったのですか。

輪違局長 一般の社会福祉法人においては特別な利害関係がある方というのはおられると思いますが、社会福祉協議会においては利害関係のある方はいないと考えられます。国から示された例にならって明記させていただいています。

右田理事 「考え方はこうだ」と国の方で、何か議論されたり、見解が示されたりはしたのですか。

浅井室長 事務局の浅井でございます。
今回、厚労省からの説明は特段無く、全社協からも解釈については示されておりません。
あえて申しあげるとすれば、過去に、食事サービス事業の補助金問題で、市・区社協間で利害関係が生じたことがございます。そのような場合は、当該区社協の会長が理事又は評議員にご就任されていれば、会議にはご出席いただかないように配慮することも想定されると考えております。

乾 議 長 今回の法改正は全ての社会福祉法人を見据えてのものになりますので、社会福祉協議会には、なじまない面もあろうかと思われれます。
市社協においては会計監査人を置くことになりますが、その報酬はどの程度でしょうか。

浅井室長 会計監査人の候補者を選定したところであり、そのまま、その候補者が会計監査

浅井室長 人になった場合は、年間250～300万円を想定しております。

乾 議 長 他に、ご意見・ご質問はございませんか。
ないようでございますので、ご承認いただけますか。
(異 議 な し)

異議なしということですので、第2号議案は、原案どおり決定されました。

<第3号議案> 平成28年度補正予算(案)について

乾 議 長 続きまして、第3号議案の平成28年度補正予算(案)について、説明してください。

輪違局長 第3号議案平成28年度補正予算(案)についてご説明いたします。

第2号議案、定款の変更でもご説明いたしましたが、平成29年4月1日から本格施行となります社会福祉法人制度改革におきまして、社会福祉法人の公益性を担保するため、ガバナンスの強化や財務規律の確立を図る観点から、一定規模以上の法人には会計監査人による監査が義務付けられました。先日、11月11日に発出された政令におきまして、一定規模以上の法人とは、平成29年度、平成30年度は、収益30億円を超える法人と示されたことから、本会におきましても、会計監査人の設置が義務づけられ、平成28年度中に会計監査人候補者の選定、予備調査を行う必要がございます。会計監査人候補者につきましては、平成28年9月28日に、外部委員を含む「会計監査人候補者選定委員会」を開催し、「かがやき監査法人」を選定いたしましたので、ご報告いたします。

会計監査人は、平成29年度開催の定時評議員会で選任することになりますが、平成29年度会計監査実施に向け、平成28年度会計から内部統制の整備や現状の会計処理方法等を確認・改善する予備調査が必要であることから、今回、法人運営事業、事務費支出の「業務委託費支出」として、増額をお願いするものでございます。

それでは、資料3-2の「平成28年度2次補正収支予算(案)の概要について」の「平成28年度2次補正予算書(案)総括表」をご覧ください。この総括表は、資料3-1、平成28年度2次補正予算書(案)1頁の総括表の各科目の収入及び支出の合計額と当期資金収支差額、前期末支払資金残高、当期末支払資金残高を表したものでございます。今回の補正額につきましては、支出は、表の中段項目部分、右から二つ目の「今回補正額」欄の事業活動支出(2)が108万円の増額でございます。この結果、補正後の支出額は、右端ゴシック体の「補正後予算額」欄の事業活動支出(2)が52億6,711万1千円となります。これによりまして、表の下段部分、補正後の当期資金収支差額(11)は、マイナス3,583万1千円となり、前期末支払資金残高(12)5億1,357万6千円と合わせますと、最下段右の当期末支払資金残高は4億7,774万5千円とあいなる次第でございます。

以上、平成28年度2次補正予算(案)についてご説明申しあげました。

ご審議の程、よろしくお願ひ申しあげます。

乾 議 長 ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
(異 議 な し)

異議なしということですので、第3号議案は、原案どおり決定されました。

＜第4号議案＞ 評議員の選任（補充）について

乾 議 長 続きまして、第4号議案 評議員の選任（補充）について、説明してください。

輪違局長 第4号議案 評議員の選任について、ご説明申しあげます。資料4をご覧いただきたいと存じます。

まず、「区社会福祉協議会の代表者」でございますが、現在2名の欠員が生じております。また、この後、開催される評議員会におきまして、都島区社会福祉協議会の中辻豊会長、大正区社会福祉協議会の寄本文信会長、東住吉区社会福祉協議会の川本公夫会長の理事へのご就任をお諮りすることにしておりますことから、計5名の評議員を選任いただくこととなります。候補者でございますが、平成28年6月1日付けでそれぞれ区社会福祉協議会の会長に就任されました、天王寺区社会福祉協議会の中野明男会長、西淀川区社会福祉協議会の大垣純一会長、淀川区社会福祉協議会の三田和夫会長、鶴見区社会福祉協議会の西田捷男会長に評議員としてご就任いただきたいと存じます。なお、東淀川区社会福祉協議会につきましては、現在、会長が不在となっておりますので、新たに会長が就任されましたら、本理事会において選任（補充）をお願いするものでございます。

続きまして、資料4の2枚目をごご覧ください。「社会福祉関係公務員、社会福祉に関係ある団体の代表者及び学識経験者等」につきまして、大阪市民生保健委員長及び大阪府医師会長に交代がございましたので、それぞれ後任の島田まり委員長、茂松茂人医師会長にご就任いただきたいと存じます。任期につきましては、現定款に基づきまして、平成28年11月15日から現任期の残任期間であります、平成29年5月15日まででございます。

以上、第4号議案 評議員の選任（補充）について説明させていただきました。ご審議の程、よろしく願いいたします。

乾 議 長 ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありますか。

（異議なし）

異議なしということですので、第4号議案は、原案どおり決定されました。

本日ご審議いただく案件は、全て終了いたしました。長時間にわたり、ご協力を頂きまして、誠にありがとうございました。

司 会 閉会にあたりまして、矢田貝副会長からごあいさつを申しあげます。

矢田貝副会長 (あいさつ)

司 会 これをもちまして、理事会を終了させていただきます。

今後の予定でございますが、午後から開催予定の評議員会におきまして、定款の変更についてご承認いただきましたら、所轄庁であります大阪市へ認可申請を行い、認可後、社会福祉法の改正に伴いまして、平成29年4月1日からご就任いただく評議員の候補者等についてご審議いただく理事会を開催させていただきます。日程につきましては、後日、文書にてお知らせさせていただきますので、よろしく願いいたします。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございました。

本議事録の正確を証するため、ここに署名押印する。

平成28年11月14日

理事会議長

⑩

理事

⑩

理事

⑩